

東京産農産物の学校給食活用促進事業
(学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援) 実施要領

5 産労農安第 1 6 1 7 号

令和 6 年 3 月 2 7 日

一部改正 6 産労農安第 1 4 7 8 号

令和 7 年 3 月 3 日

(趣 旨)

第 1 条 東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）は、同事業実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

(事業内容等)

第 2 条 実施要綱第 3 条に規定する支援の対象となる事業の補助対象経費等は、別表 1 に定めるところとする。なお、本事業の補助対象は、申請した年度内に完了できると認められるものに限る。

(定 義)

第 3 条 この要領において、「東京産農産物」とは、都内で生産された農産物をいう。

2 この要領において、「出荷用機械」とは、農産物の出荷の際に、洗浄、皮むき等の処理を行う農業機械をいう。

(事業実施要件)

第 4 条 事業実施主体が事業を実施する場合は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 申請日の属する年度の前年度において、学校給食向けに年間 3 a 以上の作付けがあり、今後も継続する意向があること。
- (2) 学校給食に出荷する品目のうち、本事業で導入する出荷用機械で処理する品目（以下「機械処理品目」という）については、当該品目の生産量の半分以上は学校給食向けに出荷を目指すこと。

(事業計画)

第 5 条 事業実施主体は、事業の交付申請時に、実施要綱第 5 条による事業計画を別に定める様式により提出するものとする。

2 事業計画には、事業内容並びに事業実施年度後 3 年間の出荷品目の拡大や出荷量の増大の計画のほか経営を向上させる取組、食育活動、地産地消の取組を記載するものとする。

なお、3 年後の目標として定める作付面積や作付面積の増加率等、現在の経営力の向上、食育活動や地産地消の取組の内容については、事業目的及び事業内容と合わせて、実施要綱第 6 条の審査会に諮り補助対象者を決定するものとする。

(報 告)

第6条 別に定める東京産農産物の学校給食活用促進事業（学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援）費補助金交付要綱の規定に基づき、事業実施主体は、本事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で、都の会計年度が終了したときは、実績報告書を知事に提出するものとする。

また、事業実施主体は、事業計画で定めた目標年度の間、別記様式第1号により各年度の事業の実績をとりまとめて翌年度の5月末日までに知事に実施状況報告書を提出するものとする。

(事業の評価)

第7条 事業実施主体は、実施要領第6条に定める実施状況報告書において、事業の評価における目標の達成率が2か年継続50%未満の場合には、知事に対して、別記様式第2号により改善計画を提出し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、実施状況報告書を提出するものとする。

ただし、相当の理由により知事が改善計画は必要ないと判断した場合は、この限りでない。

なお、実施要領第4条の要件を満たさない状況が発生した場合は、実施状況報告書にその理由を記入し、東京都の指導を受けるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

補助対象経費

対象経費	具体的な事例	補助対象外
学校給食に係る出荷用機械	野菜洗浄機、ネギ皮むき機、脱莢機、選別・選果機など	次のものは対象外とする。 (1) 1 機械あたりの事業費（税別価格）が 300 千円未満のもの (2) 中古品 (3) リースによる導入 (4) 現有設備の単純更新（同機種、同機能）

（留意事項）

①補助対象となる経費は、補助対象機器等の本体の購入費のほか、運搬費や据え付け、配線・配管等のための施工費も含むこととする。

なお、各種届出費用は補助対象経費として認めない。

②補助対象となる経費は、次の（ア）～（ウ）の条件をすべて満たすものとする。

（ア）使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

（イ）交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費

（ウ）証拠資料等によって支払金額が確認できる経費